

第7回土浦市立幼稚園，小学校及び中学校適正配置等検討委員会 会議録

1. 会議名：第7回土浦市立幼稚園，小学校及び中学校適正配置等検討委員会
2. 日 時：平成22年11月16日(火) 午後1時30分～4時
3. 場 所：教育委員会 2階大会議室
4. 出席者：
(委 員)水本徳明・完賀浩光・口田文江・都賀和男・佐野光男・沖田幸代・箕輪勇介・
笠原美智子・坂本喜久江・和田士郎・中井川 功・川島一男・古徳洋一
(事務局)富永教育長・長峰教育次長・橋爪課長・石井課長・田中主査・塚本係長・関
口主幹
5. 公開非公開の別：公開
6. 傍聴人の数：2人
7. 開会のあいさつ
(事務局) 開会のことば
(委員長) お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は、
事前に資料を配布させていただきましたけれども、この委員会も大詰めで
ございますので、今日は非常に大事な会議になると思います。方針案を議
論して、パブリック・コメントをかけるための案を作ってくださいという
ことですので、ぜひ、忌憚のないご意見を出していただいて、良い案を作
りたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。
8. 報告事項
(事務局) 第6回委員会のまとめ
(委員長) 会議録等の公開について、市ホームページで公開する旨を話す
(委員一同) 異議なし
9. 協議事項
(事務局) 「1.土浦市の小中学校の現状について」説明
(委員長) はい、ありがとうございました。今の説明につきまして、ご質問・ご意見
のある方はお願いします。今日の議論全体に関わることですが、個々の部
分の内容だけではなくて、それぞれここにこういう内容を載せること自体
どうなのか？とか、この案の中での位置についてどうなのか？というご意

見もあれば出していただきたいと思います。例えば最初、1ページのところで茨城県の指針が最初に出ているわけですが、茨城県の指針を最初に載せること自体についてご意見があれば、そういうことも出していただきたい。今説明いただいたことはかなり統計的な予測の資料などもあって、少し煩雑なところもありますので、分かりにくいとか、表現を改めた方がいいとかありましたら、ぜひご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 7ページの②で学校の規模ということが載っていますが、その表の中で、12～18は適正規模と表記されていますが、この内容を見ますと標準ではあるけれど、これを「適正規模」という表記にするのは微妙かなと。前提の中で標準と書いてありますので、標準という表記は正しいと思いますが、この内容の中でここを「適正規模」と言うのは、ちょっと意図的なものも感じられるので、これは削除していただいた方が宜しいのではないかと思います。

(委員長) はい、7ページの表の12～18学級を適正規模と表記していることについてなんですが、ここを適正規模と表記したことについて事務局の方から何かありますか？

(事務局) 適正規模と表示したことについては、特に、意図ございませんので、国の文章そのままだと標準ということになるかと思います。

(委員長) ではどういたしましょうか。この「適正規模」という表現を取って、「標準」という記載だけをしたらどうかというご意見ですが、他の委員さんはいかがですか？特にその適正規模という言葉を取ることに反対のご意見があれば検討したいと思いますが、いかがですか？標準という規模が適正かどうかはまた別な話であるというご意見なわけですけど。

(委員) 適正規模と、いわゆる学校指定の標準というのが入っているのですが、適正規模というのがあるとおかしくないのではと思います。どうですか？やっぱり無い方がいいですか？標準とは違いますか？

(委員) ちょっと違うと思います。前段のいろいろな説明で導き出される標準というものは決まっているということは導き出されますけど、この内容では適正規模だということがどこにも現行の中で謳われていないので、ここで突然出るのは非常に奇異に感じられることだと思います。現行制度でいろいろと説明があります、そのことは標準ということで、こういうことで決められています…ということはここから導き出されますけれども、適正規模という言葉に対する説明はここには全然書かれてなくて、ここにポツンと出るのは非常に奇異だと思うので、そういった意味では標準ということだけ書かれた方が宜しいかと思います。

(委員) 小学校・中学校とも12～18学級となっているが、最初の県の方は中学校は9学級が望ましいと書いてある。それについての食い違い。では適正規模

と書いた場合に、土浦市はどちらを考えているんだということになってしまふ。文科省としては標準としているので、矛盾を考えるとやはり適正ということについては、ここでは外しておいた方が良いでしょう。

(委員長) 確かに、1ページにある県の指針の方は、12学級以上、9学級以上となっておりますし、上は決まってないというところがありますし、7ページの標準と中学校の方の数値がズレているということもあります。それではこの7ページの②の表の中の適正規模という言葉削除するということでは宜しいでしょうか。

それでは、特に反対のご意見がないようですので、この表の中の適正規模という言葉削除して、表中には「標準」とのみ表示するということにいたしたいと思います。

他に、この1のところでご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(委員) 8ページに、市内の全学校と現在基準以上の学校と未満の学校とが書いてあるんですけど、平成22年度のところの35人学級とした場合の学級数を見ると、34年になると全部減ってしまうという印象を受けるんですが現在は40人でやっていて262人で、それを35人にするると264になるし、30人にするると291になって増加していくのかと思ったんですが増えている？どうなんでしょうか。22年度は今年だから、今年40人でやっているわけだから、ここに数字が入ってきて右左比較すると誤解しちゃうのかなという気がします。

(委員長) 確かに、その指摘を受けて②③の表を見ると、②③の表は、現在の40人基準での学級数と比較しての増減が掲載されているわけです。ところが、①の部分のみ、数字の表し方が違っている。ご意見としては、①の表についても、平成22年での40人編制での学級数、小学校だと262学級との関係での増減を示したらどうか、ということだと思いますが事務局の方で、このことについて何かご説明ありますか。

(事務局) 確かに①と②表示の仕方が違うということで、①においてはいったん増えるということをお示ししたかったので、こういう表現にしたんですけど、下の②と合わせた方が、22年度の40人学級に対して34年度の40人・35人・30人はどうかとした場合、②のような表記の仕方の方が対比しやすいと思います。

(委員長) ①の表記の仕方について、ほかの委員さん方がいかがでしょうか。

(委員) 8ページの1番上の表記なんですけど、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、いずれの場合においても学級数の全体数はいったん増加しますが…と書いてありますが、今の説明ですと、22年度についてはいったん増加ということにならないですよ…もしこれを言うのであれば、もうちょっと中間のところに入れておかないと、この表からはどう読み取るのか…ちょっと私には読み取れなかったものですから。

- (委員長) この「いったん増加する」のは22年度を仮に35人編制、30人編制で計算したというようなことだったと思うんですが、「いったん」という表現からすると途中で増加する、例えば小学校の30人編制で平成22年度は322ですけど、これがこの後、学級数として増加していくのかどうか、そういうふうに理解されているということが…事務局としていかがですか。
- (事務局) 途中で一度増えるというわけではなく、22年度にシミュレーションとして当てはめてみた場合、単純な計算では増えるようになるので、こういう表記にしたんですけど。
- (委員) 今3人の方が言われた表の①、35人編制、30人編制。さらには中学校の方も35人編制、30人編制。現実としましては、今は40人でございますので、表②と表③と同じよう为宜しいんじゃないかと思うんですが。コメントについてはそれについてのコメントを書きいただければ良いのかなという感じがしますけれども。
- (委員) 私もそれに関しては表②と同じようにした方が良いかと思います。一つ質問ですが、平成22年度の30人・35人と仮定した場合というのは、これは単純に7,854を割り算したわけでは、もちろんないんですよ？小規模校とかありますし。
- (事務局) 学校ごとに積み上げてクラス数は出しています。
- (委員長) ほかにご意見ございませんでしょうか。そうしますと、だいたいこの表を修正するというご意見が多いようですので、②③の表と同様に平成22年度につきましては、40人編制の学級数のみ表記して比較増減の値も平成22年度の40人編制の学級数と比較した増減を記述する。それに合わせて8ページの一番上の特に上から2行目の学級数の全体数はいったん増加しますがという記述を削除した方が宜しいかと思います。そういうことで宜しいでしょうか。児童生徒数が前のデータで減り続けるということが分かっておりますので、そうすると学級数が増えるということは奇異に考えられるかと思うので。では今申し上げたように8ページの2行目の「学級数の全体数はいったん増加します」を削除して、平成34年度には児童生徒数の減少に伴い…文言はここで詳細に決定するというのではなくて、①の表に合わせた記述に8ページの上の3行を修正するというように宜しいでしょうか。はい、ありがとうございます。
- ほかにこの1のところでご意見ございませんでしょうか。
- (委員) 3ページでございますが、だいぶ前、私自身が勤めていた学校を思い出します。東小学校13学級、荒川沖小学校12学級、中村小学校13学級ということで、東小は当時、陸上記録会をやりますと東小1人、中村小2人、荒川沖小3人の6人で走ったことがございました。東小は増えたなという感じがします。東小は当時、三中と四中に行っていたかと思いますが、現在はどうなっているんでしょうか。お伺いしたいと思います。

- (事務局) 同じですね。東小につきましては三中と四中に別れて行っております。
- (委員) 比率はどうですか？人数でどれくらいでしょうか？当時は5人以内で四中に行ったんです。ほとんど三中でした。ですから四中へ行く子どもたちは1クラスでやっとな。現状はどうでしょうか？
- (教育長) 先生がいらっしゃる頃は、いわゆる旧三中学区の中村とか東小学校の旧地区、この辺りの子どもたちが大半だったと思いますが、現在は永国や天川団地の方、常磐線の反対側、あの辺の子どもたちが非常に増えていまして、だいたい東小の児童の3分の2はそちらの子どもたちです。四中に行く子どもたちの方が三中去る子どもたちより多いという状況です。先生がいらしゃった当時とは地区の様相が変わっております。
- (委員長) ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。それでは、1の検討については以上にさせていただきたいと思っております。
- (事務局) 「2. 市民アンケート調査結果から見る市民の意識」について説明
- (委員長) 市民アンケートの結果のまとめということでございます。何かご質問・ご意見あればお願いします。
- (委員) 気になる言葉がございます。“切磋琢磨”石を切る玉を磨くという意味だと思うんですけど、小学校1年生の友人を作る云々の切磋琢磨 小学生でどうなのかなと。つづきまして中学生の生徒の切磋琢磨、最後にありました切磋琢磨、ちょっと“切磋琢磨”が多い感じがします。別な語彙に置き換えられないでしょうか。ちょっと考えていただきたいと思っております。特に小学校の方を。
- (委員長) これはアンケートの言葉そのままだったかと思うんですが、どうだったでしょうか。
- (委員) 切磋琢磨というのを辞書で引くと、先生が今おっしゃられたような意味合いばかりでなくて、お互い励まし合いながら向上すると(いう意味もある)。私も、この意味は先生が言われた通りのことで感じてはいたんですけども、今、父兄の方の1学級あたり21~30名という適正規模に対してのアンケート回答を冒頭から見ると、この中の切磋琢磨にもう一つ、お互いに励まし合いながら競い合うという、その競い合わせるということが人間の発達には非常に重要なことなんだと。体力についても社会性についても学力についても、そうだと思うんですけども、その切磋琢磨の中での競い合うという部分が、各父兄に理解されているのかどうかという疑問はありますけど、大人として、なぜ2学級以上のクラス編制が必要かということ、基本になっている言葉に切磋琢磨ということがありますので、ある面では学校サイドが求める切磋琢磨、父兄の皆さんが理解する切磋琢磨とにちょっとずれがあるような気はするんですけど、アンケートの中にこの切磋琢磨という言葉を使って良いか悪いかということ、やはり切磋琢磨ということが

基本になっていますので、言葉としては残す方がベターなのかなと。ただ本当に切磋琢磨というのは先生が言われた通りで、昔の人の切磋琢磨という意味合い、人によっていろいろ、年齢層によって捉え方が時代とともに変わってきているのかなと。その辺ちょっと言葉の語呂としては、今後の問題はあと思っています。

(事務局) アンケートの本文、小学校中学校とも同じですので読ませていただきますが、いろいろな選択肢がある中の3番で、切磋琢磨という表現ではなくて「多くの児童から刺激を受け、友人同士で互いに励まし合い競い合って向上することができる」という表現を、今回、切磋琢磨という言葉に置き換えたわけです。

(委員長) アンケートでは切磋琢磨という言葉が使われていないということですので、そういう意味では、ここで切磋琢磨という言葉にこだわらなくてもいいのかもしれない。いかがでしょうか。

(事務局) 確かこのアンケートの文面については、この委員会でお諮りをして、事務局案としては切磋琢磨ということでお示したところ、切磋琢磨という言葉は堅苦しいのもう少し分かりやすく。特に若い方などに意味が伝わるのかなというようにご指摘が、あったような記憶がございます。そこで今、課長の方から申し上げましたように、柔らかく言い換えまして「多くの児童から刺激を受け友人同士で互いに励まし合い競い合って向上することができるため」というような言葉に置き換えました。ただ今回の基本方針案は答申でございますので、もし今アンケートで使われた表現と同義、同じ意味としたならば、ここは簡潔に切磋琢磨という表現を私の方としましては使いたいということでございます。

(委員長) はい。という事務局のご意向があるようですが、いかがでしょうか。

(委員) 今までの委員会の話し合いの中で、多い少ないという子どもたちの問題のときに、やはり子どもたちが切磋琢磨できる環境が大切であるという言葉の中に、切磋琢磨ということで締めくくっている部分があるんですね。ですから切磋琢磨というのはいろいろな取りかたがあるでしょうが、子どもたちにはやっぱり分かる人は分かるので、大人もそれなりの理解ができるわけですから、いいんじゃないかなと思うんですが。

(委員長) そうしますと、今の、特に委員さんのご意見、議事録にも残ることでもありますので、切磋琢磨という言葉が時によっては少し難解だったり、きつい印象を謳わすということはこの委員会で指摘があったということは記録に残しながら表現上ではこの切磋琢磨という言葉を残すということにさせていただければと思いますが、宜しいでしょうか。

ありがとうございました。では、この切磋琢磨という表現はそのまま残したいと思います。

ほかに、この2のところでご意見・ご質問はございませんでしょうか。特

にこの2の部分について無いようでしたら、次に進みたいと思います。ここまでは現状の説明とアンケートの説明ということで、ある意味事実の説明ということだったわけですが、ここからは特にその適正規模・適正配置ということが出てまいりまして、この委員会としての判断に関わるところでございますので、ぜひ、ご意見・ご質問を出していただければと思います。

(事務局) 「3. 学校の適正規模について」説明

(委員長) ありがとうございます。最終的に16ページの下にありますような学級数をもとにした適正規模、この委員会としての適正規模を小学校が12～24学級、中学校が9～18学級ということで提示をするという内容になっております。非常に大事な部分だと思いますので、いろいろな面からご意見をいただきたいと思います。ご意見・ご質問のある方はよろしく申し上げます。14ページ、15ページには小さい規模の学校と標準以上の学校のメリット・デメリットが表記されているわけですが、細かいところでも何かお気付きのことがあれば、ぜひ出していただきたいと思います。

(委員) 15ページの上の方、学習面のメリット・デメリットで、デメリットのところで「児童生徒一人ひとりに目が行き届きにくい」と書いてあるんですが、その横を見てみますとメリットのところで「教師が一人ひとりを見られない分…」がメリットになっているんですけど、行き届きにくいのがデメリットで、それに対して「子どもたちの助け合いの心が育まれる」がメリットとなると両方の良いところ悪いところというふうに捉えてもいいんでしょうか。

(委員長) はい、確かに何かちょっと変な感じがするかもしれません。「行き届きにくい」がデメリットになっていて、左の方では「行き届きにくいからこそ」という意味にも捉えられ兼ねないような、「見られない分子どもたち同士の学び合い助け合いの心が育まれている」というふうになっているんですけども…事務局の方から何かありますか。

(事務局) 参考になるご意見ありがとうございました。ではメリットの方の1行目を削除させていただいて、教師が一人ひとりを見られない分というところを削除して、2行目からメリットとして載せさせていただくことで、いかがでしょうか。

(委員長) それで宜しいでしょうか。では表の学習面のメリット3点目の1行目「教師が一人ひとりを見られない分」を削除することにさせていただきます。

(委員) 16ページの(3)ですが、下に、こういう結果ですよということで書いてあるわけですが、小学校では12学級、中学校では9学級というのは、ある程度、今までの経過の中でも検討したような足跡が残されているんですが、

上限の 24 学級と 18 学級というものに関しては、見る限り足跡として検討したところがないようなので、この辺に対する考え方、この 1 行の説明だけでは上限の方の根拠がちょっと足りないのではないかと思うんですが、その辺どういうふうにお考えなのか聞きたいです。

(事務局) 上限の方ですが、国で示している標準が 18 学級でございましたけど、10 ページのアンケート結果などを見ますと 1 番多いのが 2～3 学級が 70.8% で、4 学級以上についても 24% あるというようなことで、こちらの方は少し国の標準よりは幅を持たせて大きめの数字を示させていただきました。

(委員) ということは、アンケートの結果だけで、我々の結果を素通りさせて、我々の検討結果として、こういうことに決まりましたというのではちょっと我々の努力不足かなと感じました。この件についてこういう形で書くのであれば、こういう検討をしてこういう妥当な根拠があったからこういうことになりましたよ、といったようなことがあって然るべきだと思う。下限の部分、何学級以上が望ましいという部分は、今までのいろいろな根拠を見せていただいたし検討もしましたので結構かと思うのですが、上限の 24 学級、18 学級といったことを我々の検討結果としてこういう形で載せるのは、如何ばかりかと。私としてはちょっと自信がないといえますか、それだけの十分な努力も検討もしていないなど。そういったことで、いかがなものかなと…皆さんのご意見もお聞きしたいところでございます。

(事務局) すみません、補足説明させていただきたいと思います。3 ページの小・中学校の現在の児童生徒数で、下のカッコ書きが学級数です。こちらを見ますと、18 を超える学校につきましては、上から土浦小、下高津小、真鍋小、第二小ということで、4 つの学校が現時点で既に 18 を超えているといった状況もあったというようなことでございます。

(委員長) 16 ページの最後の四角の中は、適正規模が小学校は 12～24 学級、中学校が 9～18 学級となっているんですが、上の文章では一般的な適正規模ということではなくて、統合を考える場合は 24 学級以下、中学校の方も統合を考える場合は 18 学級以下というふうになっていて、今後学校の統合を考えるときに大規模の学校は作らない方が良いですよ、という形になっているわけです。そういう意味であるということが、四角の中だけでは伝わらないで、一般的に上限はこれくらいが良いんだというふうに理解されてしまうという問題が起きてしまうのかと思います。そういった意味では表記上の問題、説明の問題もあるのかもしれない。

(事務局) それでは、四角の中に“統合を考える場合には”という文言を入れてより分かりやすくするということはいかがでしょうか。

(委員長) という事務局からの修正のご提案ですが、詳細な文言は別として例えば小学校の適正規模は 12 学級以上とするが統合を考える場合は過大にならないように 24 学級くらいを目安にする、というような表現でこの四角の中に

も記載するという修正案でございしますが、いかがでしょうか。確かに現状でこの規模を超えている学校がありますので、一般的な形で示してしまいますと“私たちの学校は適正な規模じゃないのか“ということになりますので。

(委員) 只今の、土浦市の適正規模の基本的な考え方の中で、結局カッコの中に小学校が12～24学級、中学校が9～18学級…という形で、いわゆる小学校の12学級と中学校の9学級というのは県の指針でもあるわけですよ。ですから、事務局の方で先ほど言われましたように、この中にカッコするかなどして“統合をした場合”という言葉を入れておけば、良いのではないかなと私は考えます。

(委員) これだけだとクラスの人数も一緒に考えるとちょっと分からないと捉えられると思うんです。学級編制基準もあるので、もっと分かりやすい形で示した方が宜しいかと思えます。

(委員長) ここのところには学級編制基準のことが触れられていなくて、結局最初の方で40人から30人までのデータを出しているわけですけども、そういう学級規模とは関係なく学級数で学校の適正規模を表記するというのはどうでしょうかという問題提起ですけどもその点についてはいかがでしょうか。

(委員) 1つ確認ですが、“12学級以上が望ましい”という一つの意見、これはいろんなところで言われているわけですが、“統合する場合には24学級以下が望ましい”ということ、それは2段構えの話で、統合する場合は24学級以下であって、一元的に12～24学級が適正でいいですよということではないと思うんです。だから、その辺の理解というか書き方みたいなところ、こういうふうな理由があって12学級以上が望ましい、また、統合を考えた場合には云々で24学級以下が望ましいという2段構えなのか、それとも一元的に12～24学級というのが一つのくくりなのか、といったその辺が整理されていないというか、どういうふうに考えれば良いのか。この文章だけではちょっと誤解を生む可能性があるかと思うんです。

(委員長) 四角の中だけでなく、上の2つの説明の部分もということですね。それでは事務局の方からお願いします。

(事務局) 16ページの(3)の◆の中については、その辺を一つの文章でまとめてみます。それでここをもう少し丁寧にとということになりますと、こういう言い方ができるかどうか分かりませんが、まず、最低、下限はここまですよと。それで『なお』になる話だと思うんですね。下限だけ決めますと上限はございませんで、どんどん大きくすればいいということになってしまいます。でもそれは意図するところではありませんので、上限についてどうするか。先ほど課長の方から申し上げましたように、24学級なり18学級なり上限を示しておりますけど、現実に超えているところがありますので、この辺の実際を無視もできない。ではその辺のところを考えたと

きに、『なお、統合するとすれば』そこでむやみに学校は統合しないよと。闇雲にはやらないよということで、それを意図したつもりなんですけど、ちょっと文章上、上手にまとめきれませんでしたけれども、ご指摘がございましたので、そこは文章を切って2つの文章にする。それから四角の中については、その結果が分かるようにもう少し丁寧に見出しを付ける。それからもう一つ、委員さんから出されたことについては学級の人数の問題だと思うんですが…生徒数・児童数のお話しでしたよね？その点については、確かに前段で40人学級、35人学級、30人学級といろいろシミュレーションをしております。では最終的な事実上の問題については前段で、今ご議論いただいている3以降が核心の部分なんですけど、その部分については16ページの(3)のところで読み取っていただければと思うんですけれども。学級人数については文科省が少人数学級を推進する方向でいろいろ今現在検討しております。40人学級から35人学級に。ですから、この委員会としてはそちらにお任せをして、私どもではあくまでも国の方のそういった方向の中で考えていった場合、学級人数については踏み込まないで、学級数の観点から適正規模について議論をし、一定の結論を出したいということで、ここで今、ご質問にあった点については一応お示しをしているということでございます。

(委員) 24学級ということで出ているんですが、そうすると下高津小と真鍋小が25学級あるわけなんですけど、24学級という数で締められてしまうと、そういう学校からそういう(指摘など)出ませんでしたか？

(委員) ここでは人数のことをあまり検討する必要はないと私は思います。何故かというと、この中で、先ほど出た表に現れている通り、今後は全部減少していくわけです。人数が増えるというものはどこにもないわけです。ですから、例えば真鍋小が現在25学級あるけれども、来年は24になるかも知れない。そういうようなことで、あまり人数にこだわらないで、学級数で納めていくのが一番いいのではないかと私は考えます。

(委員長) はい、いかがでしょうか。そうしますと、事務局からのご説明・修正のご意見があったように、まず16ページの(3)の◆のところの説明文ですけど、小学校・中学校それぞれ、一つの文で表現してあるものを途中で切って、下限は12学級とし、なお統合する場合は…という表現で上限について24学級・18学級というようなものを示す、と。

それで学級規模の問題ですが、今回は(3)の1番最初に書いてあるように、文科省の改革の動きもありますので、こちらでそれを想定して関わるということは非常に難しい状況にあると思います。ですから40人と30人を比べると小学校だと2学級にした場合、80人と60人という差は出てくるんですけれども、市民アンケートとかクラス替えが可能であるということを考えますと、下限としては大きな変わりはないということで本委員会とし

ては考えたということになると思うんです。ですから学級規模のことは最初の文にあるように、文科省が検討していることから…というところで留めておいて、本委員会としては学級数で学校の適正規模を表示する。四角の中につきましても、上の◆の中のお書きにするということに合わせて、上限については現状がどうということではなくて、今後統合を考える場合の上限であるということが分かるように表記する、という方向で修正させていただきたいと思いますが、それで宜しいでしょうか。ありがとうございました。他にこの3のところでご意見ございませんでしょうか。

(事務局) 「4. 学校の適正配置について」説明

(委員長) ありがとうございました。では、今のご説明につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(委員) 今の4番の(1)を見た場合、自分だったら2ページの地図を見るかと思うんですけど、だいたい分かるとは思いますが、縮尺なのでスケールを入れておいた方がいいと思います。1kmが多分1cmくらいなのかと思うんですけど、何か目安があった方がいいのかなと思いました。

(委員長) それは宜しいですね、2ページの地図にスケールを入れるということですね。距離の目安となるような。他にいかがですか。

(委員) 一つは、こういった適正配置というものは大変重要な結論のところだと思うんですが、そういった意味で適正配置に対する我々の検討過程みたいなものが、前の適正規模といった場合にはある程度咀嚼されながらこんなことを検討の課題としながら検討した結果、こうなりましたよ、というようなことで、過程が分かると思うんですが、この適正配置については、それが通学距離についての考え方だけポツンと…これだけでいいのかなといったことがちょっとあります。

その下の、適正配置の基本的な考え方についても、通学距離だけではなくて、地域活動の中心って…何を意味するのか分からないのですが、地域活動における学校の役割みたいなそんなことだろうと思うのですが、そういったことが全体の役割を果たしている云々ということ、あと地域の文化活動でのおそらく活用の実態みたいなものを言いたいんだと思うのですが、こういったことも一応、学校というのはこういう位置にあるみたいな、我々なり、一般的に言われているような、基本的な考え方を示しつつ、結局、適正配置についてはこういう結論になりましたよというふうを書く方が。結局、一般の方はこれだけしか見ないということになりますので、そういった意味で通学距離だけただ単に検討してそれで適正配置を決めたのかということになり兼ねない気がするので、その辺いかがなものかなと思います。皆様のご意見お聞かせ願いたいと思います。

それと、“てにをは”の小さなことになりませうけれども、通学距離について

の考え方の下の検討委員会としての…といったところがありますけど、通学においては諸々、活動に影響を与えないように距離や交通の便など通学の安全性は十分に考慮し…と書いてありますが、これを見ますと、距離や交通の便などが安全性なのか？といったところですね、文章的にちょっと。先程の2番の基本的な考え方の地域活動の中心とか、これも正直言って何となく意図することは分かるのですが、ここだけだとちょっと分かりづらいといいますか、“てにをは”の部分で、言葉に流れてしまっているというのが、文章として意味をなさない可能性があるもので、その辺をちょっと注意していただきたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。2つのご指摘は繋がっているところもあるかと思いますが、この適正配置についての結論に至るプロセスの検討の中身みたいなことが、十分に標記されていないのではないのか、というのが一点目だったと思いますが、このことについていかがでしょうか。簡単に(1)の下半分くらいに書いてあるように短くなってしまっているのですが、この委員会でもいろいろご意見をいただいたと思うんですね、その辺りのことをもう少し標記すればというご提案だと思いますが、他の委員さん方いかがでしょうか。事務局の方から何かございますか。

(事務局) このことにつきましては、第4回の検討委員会で、通学距離の考え方、適正配置検討の視点というところで、以前委員の皆さまからご意見をいただきまして、まずは通学距離ということでご検討いただきました。その他に生活圏への配慮ということで、地域とかPTAとの連携ということで、取手市、成田市、丸亀市とかの例を示させていただいて、ご意見をいただいたところがございますので、こちらでご意見をいただいた部分を踏まえまして、もう少し手厚く盛り込みたいと思います。

(委員長) 本委員会で検討した内容を、盛り込んで充実させるという修正のご提案でしたが、そういう方向で宜しいでしょうか。

あと意味が伝わりにくい部分ですけれども、まず(1)の2段落目の右奥から、「距離や交通の便など通学の安全性」という部分ですけれども、これは「距離や交通の便や、通学の安全性」という部分では別々の中身の趣旨だということだと思いますが、そういうふうに修正ということで宜しいでしょうか。

もう一つ、(2)の方の、「地域活動の中心とか、地域の文化活動の実態」というのは、これは実は私も事前に事務局とご相談したときに、ちょっと分かりにくいということは申し上げたのですが、「地域活動の中心」というのは学校が地域活動の中心という意味ではなくて、その地域の中の地域活動の中心がどの辺りにあるのか、ということを考えながら、という趣旨だというように理解しましたけれども。そうすると、通学区域があったときに真ん中に学校があればいいかということ、そうではなくて、地域活動の中心、

1 番人口が多いとかさまざまな活動が行われている場所がどこにあるのかということを考えて、学校の配置を考えなければならないという趣旨だったと思うんですけれども、それがこの言葉だと伝わりにくいんだと思うんです。地域の文化活動の実態というの、そのように学校がどうということではなくて、地域の活動がどういう空間的配置で行われているのかということ踏まえてということだったわけですけど、今私をご説明申し上げたような、少し説明的な中身で標記するという方向で修正させていただくことでいかがでしょうか。

(教育長) (1)の通学距離と(2)に分けてありますが、今ご指摘いただいたようなことを、もう少し分けて(1)(2)(3)(4)と分けて書いた方が解りやすいでしょうか。まとめて書くよりも。

(委員長) 項目を少し増やしたらどうかということですが、いかがでしょうか。具体的にどうなるかは確定しがたいところではありますが、一つは距離の問題がありますし、通学の便や安全性という問題もありますし、地域のさまざまな活動の実態というように、3項目ぐらいあって、それを踏まえて適正配置の基本的な考え方という構成になるかと思いますが、そういう方向で検討の内容をもっと入れ込みながら充実させるということはいかがでしょうか。

それで最終的に四角の中にあります、「隣接する学校との統廃合とか学校の再編成または新設、通学区域の見直しにより、望ましい学校の適正規模を確保しつつ適正配置化を図る」という結論の部分ですけれども、この部分については、いかがでしょうか。

(委員) 自分のいる地域を考えて、統廃合のことばかり考えていたのですけれども、学校の適正規模を確保していくときに 35 人学級ということになると、31 学級になってくるんですね、真鍋小なんかは。そうすると、24 学級にするために、学区の見直しを図っていく…この表現だとその適正 24 のところに入れ込んでいくというふうにも読み取れるんですけれども、将来的に、少ないところは多くして子どもたちが切磋琢磨してやりましょう、環境を整えましょうということはいいいことだと思うんですが、この表現だと、31 学級それから、下高津小も 35 人になると 29 とか 28、27 になってくるところもあるんですが、そういうところが、これだとやっぱり通学区域の見直しを図って、学校の適正規模を確保していくという部分にも引っかかってきてしまうと気もするんですが、その辺、私の勘違いであればいいのですが、それがちょっと疑問に思ったので伺いたいのですが。

(委員長) 事務局としてはいかがでしょうか。

(教育長) 真鍋小学校区については、木田余地区というのがございまして、そこに木田余小学校の用地まで実は確保されているわけです。それで、真鍋小を新設したときに、いわゆる真鍋小の分離新設ということが、当然、学校を建

てるとき話題になりました。学校規模を考えますと、小規模校あり中規模校あり大規模校あり、更に過大規模校まである。真鍋小が 32 学級を超える場合には、分離新設をしようということになっています。その容量だけは 31 学級までは残しておこうということで、真鍋小は 31 学級になっても、収容できるだけの施設規模をもっているということです。従って当然、真鍋小が 32 学級を超えるようになれば、真鍋の場合は新たに木田余小学校を作らざるを得ないということで基本方針は決まっております。あと、下高津小・土浦小が 32 を超えることは、まずない。ただ、学区も、実はいろいろな団地が造成されたりしながら、かつての通学区域というのが、刻々と変化をしている。ですから、下高津小学区で言えば、下高津小に行くよりも大岩田小に行った方がいいと言う人もいるし、いや絶対に下高津小でないとだめだという人もいるなど、学区の編成もなかなか難しい部分がございますが、やはりその実情に応じて、それもまたいつまでも固定的というわけにもいかないということです。

(委員長) 先程の、適正規模のところの上限について、統合する場合はということで条件を設定しておりますので、その意味での適正規模という関連だと思えます。そのことがこの表記で理解されないで誤解を与えるようだと、修正が必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。特にその四角の中、具体的にこう修正した方がいいのではないかと、というご意見ございませんでしょうか。

(委員) 今の教育長先生のお話の中で、学校の再編成または新設ということも将来的には考えていることがあるということで、納得しました。ようするに統廃合する場合の上限がどれくらいかということで、混同してしまったものですから。大きくなっているから分けるということではなくて、大きくなりすぎたときには、という条件が入っているんだという説明がつくので、それで納得しました。

(委員長) それではこの四角の中は、原案通りということにさせていただきたいと思いますが、4 につきましては、先程の上の説明ところの項目を空けて、充実にさせて修正するということが宜しいでしょうか。

(事務局) 「5. 学校の適正規模・適正配置に向けた方策について」説明

(委員長) はい、ありがとうございました。適正規模化、適正配置化に向けての進め方についての提言ということになります。ご意見・ご質問をお願いします。

(委員) 前段の 4 のときに、適正配置をしていく 3 つの方法として『統廃合、学校の再編成または新設、通学区域の見直し』ということで、3 つカテゴリー化したんですが、次の 5 番になりますと 2 番目の学校の再編成または新設というのが統廃合と一緒になっちゃう感じになるんです。こういうものは基本的に、論理的な思考の流れに沿って書いた方が良くと思うので、ここ

が統廃合と通学区域の見直しの2つになるのであれば、前段の結論も2つの方が良いと思いますし、前段を3つの方法ということにカテゴライズを分けるのであれば、次の適正規模・適正配置の進め方についても、3つにカテゴライズした方が、基本的には思考の流れとしては分かりやすいものになるのではないかと思います。それと質問ですが、次の実施計画の策定というところで『おおむね2年間で策定することが必要です』と必要事項になっているんですが、これはどういう根拠でこういうことになっているのかをお示し願いたいと思います。

(委員長) では2番目の質問の方から、事務局のコメントをお願いします。

(事務局) はい、こちらにつきましては、今回の検討委員会で提言をいただく予定になっております部分につきまして、基本方針ということでその考え方を提言していただくわけなんです、それを踏まえまして、今度は具体的に地域と協議しながらA校とB校が一緒になって…といった具体的な実施計画を作る必要がありますので、それは地域と協議しながら進めるといったことで2年間ぐらいかけてじっくりやる必要があるのではないかといいところで、こういう表現にしました。

(委員長) まずこの点についていかがですか？まずおおむね2年間という具体的な実施計画。これは2年間以内にはという意味と、2年ぐらひは時間をかけてという意味と、両方あるようなお答えでしたけど。

(委員) これが我々の検討した結果として捉えられますので、こういう期限を区切ったことに関しては、我々の中でどんなものなのかと…。最終的な結論だったらこれでも構わないんですが、これで何とか頑張ってみようとか、結果としてこうであればこの表記は良いんですが、何の検討もなしにこういう形でこれが独り歩きしてしまって果たして良いもののかなと少し疑問があります。

(委員長) はい、いかがでしょうか。私たちの責任で期限を区切ってしまうことになりますので、ご意見いただきたいと思いますが。

(委員) やはりある程度期限を。目安として2年間ぐらいでということ。決まらなかったら決まらなかったで延期すればいいじゃないですか。やはりある程度は決めないと、いつでも良いというわけにはいかないと思うのですが。

(委員長) 目安としておおむね2年間、というようなご意見でしたけれども、いかがでしょうか。何らかの時間的な区切りを表記することは宜しいですか？

(委員) この適正委員会を設けたということは、ある程度の年度までという事務局の方なり行政の方の考え方もあったでしょうから、その辺は最初にお話しなかったのでしょうか。期限について。

(事務局) 実施計画については、作るというお話しはしましたが、期限についてはお話ししていませんでした。

(委員) でも昨年度からスタートしたということは、それなりの計画があったとい

うことだから。

(委員) ここにこういう形で、ある程度の期限を付けることに私は決して反対ではないです。むしろ、した方が良くと思います。計画だけしてて、いつまでも、じゃあここまで、というのがなければ、もう進まないのと一緒に、やらないのと一緒にになってしまうので、必要性から言えば私はすべきだと思います。ただ、こういう形で何の根拠も示さないで「必要です」と「おおむね2年間で作成する」ということを今検討する必要があるにしても2年間でやらなければいけないことが必要だと書くにはやはりその根拠がないといけないので、書き方にもうちょっと違った表現を。いろいろな配慮を含めて表記についてはお考えいただければと思います。

(事務局) この「おおむね2年間」というのは皆様方から私どもに与えられた宿題の提出期限という意味合いになります。今日ご審議いただいています基本方針・答申を来年提出されます。それを受け止めた我々教育委員会として、この中に“宿題をいつまでに出しなさいよ”ということを示されるわけです。私どもは今回、この案をまとめるに当たりまして議論をいたしました。「速やかに」とか「直ちに」とか。こういうふうな期限は我々自らを縛ってしまうことになりますので、これは載せない方が良くのかなという議論もしましたけれども、県の方から適正規模・適正配置の指針が示されております、また、現在の土浦市の学校の状況がございます。そういうことをいろいろ勘案しますと、我々自らを縛ることになりますけれども、ある程度の線は具体的に出さざるを得ないのではないかという苦渋の中で、こういったご提案だと。ですから皆さんの中で、いやこれはちょっと早急すぎるでしょうということであれば、この期限の問題につきましては、そのご意見に我々としては従うということですので、この部分につきましてはご議論をいただきたいと思います。

それから最初のご指摘の点、それは確かに17ページの四角の中と18ページの①②のところの対応がきちんとしておりませんので、ここは修正させていただきます。

(委員) 今のご説明であれば、言ってみれば教育委員会の覚悟の表明、まさしく首を絞めるかも知れない中での覚悟の表明ということであれば、私はもうそれで応援したいと思えますし、何か力添えみたいなことでもしてあげられればなと思っていますので、そういうことであれば私は何の異論もなくこの通りで結構かと思えます。

(委員長) はい、厳密に言う根拠というのはそういった教育委員会側の姿勢というか方針であるというふうに理解して、委員会としては「2年間で策定することが必要です」という表記のままにしたいと思いますが、宜しいでしょうか。

それともう一つ、今、次長さんから修正しますというご意見がありました

17 ページの四角の中にもありますし、その上の(2)の文章にもありますけれども、適正配置の進め方で、「統廃合と学校の再編成または新設、通学区域の見直し」となっているのに対して、18 ページでは「学校の統廃合と通学区域の見直し」と2つになっていて、整合性がないという点ですけれども、これは内容が対応する形で項目をそろえる。具体的に2つか3つにそろえるかは検討してということになりますけど、両方そろえるということで修正するということが宜しいでしょうか。その他にこの5のところについて、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) 地域の大切な共有財産であるという視点を軸にして、ということですが、確かに学校というのは防災やいろいろな時に利用しますので、“地域の人たち”という言葉はどこかに入れていただくと、地域の人たちも力強くなるんじゃないかと思います。コミュニケーションやレクリエーション活動の促進とか文化や生涯学習的な面での充実、これはもう本当にそうですね。そして防災への備えといったことを念頭に置き…というところも本当にそうです。地域の大切な共有財産であるという視点を軸に地域の人たちの協力を得て…といったことをちょっと入れてあげると良いかなと思いました。

(委員長) つまり、この「廃校施設や跡地の利用」の検討・進め方の中で、地域の皆さんの協力を得ながらあるいはご意見を伺いながらやっていきます、という主旨の文言を入れたらどうかというご提案ですが、いかがでしょうか。

(事務局) 只今のご意見で 20 ページの 1 行目で…という視点を軸に据えて有効な活用方法を考えるとありますが、有効な活用方法を考えるということだけだと、行政が考えると受け取られ兼ねないので、ここで「地域の方々とともに」というようなことで宜しいでしょうか。「一緒に考えます」とか。

(委員長) はい、そういう修正で宜しいですか？有効な活用方法を考えるという前に「地域の方々とともに」というような主旨の文言を挿入すると。ではそのように修正させていただきたいと思います。他にこの5についてご意見ございませんでしょうか。全体についてももう一度振り返っていただいて、修正のご意見があればと思いますが。

たくさん意見をいただきありがとうございました。このご意見に従って、修正していただかなければいけないのですが、具体的な修正につきましては事務局と委員長の方で相談しながら進めさせていただいて、委員長にご一任いただければと思いますが、それで宜しいでしょうか。ありがとうございました。今日の記録を踏まえながら事務局と相談して私の責任でこの案を修正させていただきたいと思います。

(事務局) 「パブリック・コメントの実施について」説明

(委員長) はい、ありがとうございました。資料3にありますような方法でパブリッ

ク・コメントを実施するというのですが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

このパブリック・コメントについては条例で決まっているのですか？

(事務局) 要綱です。

(委員長) では要綱が決まっていて、資料を公開できる場所が限定されているわけですね。既に市の規則上、ここに記されている以外の所で資料を公開するわけにはいかない、ということですね…ちょっとその辺ご説明いただけますか。

(事務局) 土浦市パブリック・コメントに関する要綱の第5条で、資料を置いて意見を求めるようなことにつきましては、お示しさせていただいた場所限定になってしまうんですが、周知を図ることは他の場所でもできるということでございますので、例えば資料3、こういったものを他の場所に掲示することは可能でございます。

(委員長) どうでしょうか。資料そのものは置ける場所は決まっているわけですけど、パブリック・コメントをやっていますよ、意見を募っていますよということはいろいろな所で周知できるということですが、こんな所にこういう方々に情報を流した方がというご意見があれば出していただきたいと思えますけれども。特に追加がなければ一方的に広報つちうらと市ホームページにパブリック・コメントを実施しますということが掲載されて、周知される…という手続になるんですね。

(事務局) ケーブルテレビでも流れます。

(委員長) それ以外では今のところ、周知のルートはない？

(事務局) あとはこの場所に行って直接資料を見ていただく。

(委員長) いかがでしょうか。私としては出来るだけ広く周知していく方が良いかと思うんですが

(事務局) はい、従いまして一番関係あると思われまして例えばですが小学校とか中学校の掲示板などに資料3を貼って、学校に訪れる保護者にも周知することができるわけですけども。

(委員長) いかがでしょうか。市内の小・中学校に掲示するという事で保護者に直接届けられるような方策ですけども。

(事務局) 市報でも全家庭に配られます。

(委員) 市報ではちょっとした掲示でしょ？資料3を12月中旬号の市報と一緒に回覧板で回すとか…。

(事務局) パブリック・コメントがこの案件だけでしたら、如何様なことも出来るかと思うんですが、私どもはこれに限らずいろいろな部署でパブリック・コメントを行っております。そちらとの整合のために、先ほど課長の方からお話ししましたように、要綱を作って手続きを決めてやっているということなんです。そうすると、これだけというわけには、なかなかいかないの

かなど。それから、基本的には広報で全戸配布していますので、皆さんにはきちんとお伝え・お届けしているのかなという部分で、今ご提案のございました別にチラシなどを作って…ということはちょっと、私どもとしては難しいかなというところがございます。

(委員長) 事務局としては、学校に掲示するということが最大限ですか？

(事務局) ぎりぎりかな、というところですよ。

(委員) 回覧板で回しても見ない人が多いです。学校から来た書類はお父さんお母さん方一生懸命見るんですよね。ですから各戸配布よりはむしろ、学校でPTAに配った方が回収率は高いのではないかと思うんですが。

(事務局) 私どもとしては決して知らしむべからずという考えではないんですが、最初に申しあげましたように一つのルール、手続きの中で行なっていますので、これだけを特別に特例をとというのは難しい。ということでございます。

(委員長) そうすると、例えば私たちこの場には校長会の関係の方もいらっしゃいますし、幼稚園長会、PTAの関係の方もいらっしゃるわけですが、そういった委員の方々が校長会なら校長会で今こういうことが行われているということを各校長先生方に伝えていただくとか、幼稚園の方もそれぞれのところでこういうことが行われているからとPTAもPTAで伝えていただく。そういうことをこの場で委員会として、そういう立場にある委員の皆さんに願っておくということは大丈夫ですね？

(委員) ちょっと質問ですが、こちら(資料3)で提出・問合せ先とありますが、これはこういう表記しか出来ないのですか？例えばアドレスをちゃんと書いておくとか、携帯で読み取るコードを付けておく、意見もすぐに、ちょっと書いてみようかというようなことに。気まぐれで書く方ももしかしたらいらっしゃるかも知れませんし。他のパブリック・コメントとの整合性の部分でそれ以外の対応がなかなか難しいということであれば、その辺のところでもちょっとでも…もし書ければやった方がいかがかなと思うんですが。

(事務局) はい、資料3の5番ということでアドレスなどそういったものを付けることは可能ですので、やらせていただきたいと思います。

(委員長) その他、パブリック・コメントについてご意見ございませんでしょうか。それでは先ほど申し上げたように、委員長からのお願いということでもありますけれども、それぞれ、学校の先生方は先生方のいるところで、幼稚園の先生方も、PTAならPTAのところで、こういうことが行われているんだという情報を出来るだけ流していただきたい。そして出来るだけ多くの市民に周知していただいた上で、それでもって意見が出てくる・来ないは別の話ですが、意見も今日出したいという方は出していきたい進めたいと思いますので、ぜひ、委員の皆さんには周知のお手伝いをし

ていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。それではこの案を基本にして先ほどあった提出・問合せ先のところを付け加えるという形でパブリック・コメントを実施するというにさせていただきます。それでは最後にその他ですけれども、事務局の方から何かございますか。

(事務局) 次回の日程等

(委員長) 閉会のことば

—互 礼—

—16時終了—

◎その他別紙でいただいたご意見

(委員)

小学校はクラス替えが可能な各学年2学級以上となる12学級以上、中学校はクラス替えが可能な9学級以上、このような適正配置の基本方針により、子どもたちが学習環境や人間関係の面においても満足いく環境を作ることが我々大人に与えられた使命だと思います。速やかに必要ある地域の小・中学校の統合を実施するのが望ましい。